

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令
の一部を改正する政令要綱

- 1 次に掲げる特例措置の適用期限を3年延長することとする。
 - (1) 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置（第74条関係）
 - (2) 揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例措置（第74条の2関係）
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととする。
- 3 この政令は、令和6年4月1日から施行することとする。（附則関係）